

令和6年度品川区会計年度任用職員募集案内

令和6年11月13日

品 川 区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、職務内容

職種	職	職務内容
事務系	一般事務	一般行政事務における定型的な職務
	一般事務 (戸籍住民課等)	戸籍住民課および地域センター、サービスコーナー等における定型的な職務
	相談事務	一般行政事務における相談等の職務のうち補助的または定型的な職務
福祉系	福祉相談員	福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務のうち補助的な職務
	福祉専門員	福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務のうち高度の知識および経験を要する定型的な職務
	保育士	保育園における保育士の職務のうち補助的または定型的な職務
	保育指導員	幼稚園における預かり保育業務その他幼稚園業務のうち補助的または定型的な業務
一般 技術系	土木造園	土木および造園に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務のうち補助的または定型的な職務
	建築	建築に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務のうち補助的または定型的な職務
	電気	電気に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務のうち補助的または定型的な職務
	衛生監視	保健所等における衛生監視の職務のうち補助的または定型的な職務
	衛生監視 (高度・専門)	上記の職務内容のうち高度の知識および経験を要する定型的な職務
	学芸研究	学芸員の職務のうち補助的または定型的な職務
	学芸研究 (高度・専門)	上記の職務内容のうち高度の専門的知識および実務経験を要する職務
医療 技術系	歯科衛生	歯科衛生士の職務のうち補助的または定型的な職務
	栄養士	栄養士の職務のうち補助的または定型的な職務
	保健師	保健師の職務のうち補助的または定型的な職務
	看護師	看護師の職務のうち補助的または定型的な職務
技能系	清掃作業	清掃作業等の職務のうち補助的または定型的な職務
	技能補助(保育園・幼稚園)	保育園・幼稚園の用務、維持管理、保育等の職務のうち補助的または定型的な職務
	技能補助(子育て支援員)	幼稚園の用務、維持管理、保育等の職務のうち補助的または定型的な職務
専門・ 経験職	保健相談員	妊娠、出産、産後、乳幼児の保健に関する相談等の職務
	精神保健相談員	精神保健に関する相談等の職務

2. 受験資格・採用予定者数

別表のとおり

- ※ ただし、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方（最終ページ《参考》参照）は応募できません。

3. 採用予定時期 令和7年4月1日以降

4. 任 期 採用日から令和8年3月31日までの間

5. 申込方法および受付期間

- ・職の区分「一般事務」または「一般事務（戸籍住民課等）」を申し込む場合は、勤務形態区分の複数選択が可能です。
- ・「衛生監視」と「衛生監視（高度・専門）」、「学芸研究」と「学芸研究（高度・専門）」は併願が可能です。

(1) 申込方法 【PC、スマートフォン、携帯電話から登録可】

品川区職員採用案内HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>) より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から申し込みを希望する職種を選択し、エントリーフォームに基本情報（氏名、住所など）を登録してください。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。

（ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です）

(2) 受付期間

令和6年11月13日（水）から令和6年12月6日（金）まで

- ※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

(3) 申込完了および第一次選考（書類選考）について

- ・上記期間内に正常に受信したものを有効とします。
- ・エントリーフォームに登録後、登録が完了された旨をメールにて通知します。

- ※ 選考中の通知等は原則としてメールにて行います。迷惑メール対策等により受信メールを制限されている方は、(shinagawa@mail.axol.jp) より受信ができるよう設定をお願いします。なお、掲載しているメールアドレスは送信専用のため受信はできません。

- ※ 学芸研究、学芸研究（高度・専門）を申込される場合は、業績目録、課題作文をエントリーフォーム内にて提出する必要があります。

○業績目録について（学芸研究、学芸研究（高度・専門）のみ）

学芸員としての業務である論文（卒業論文等含む）、講演、調査歴、実務経験等について年代順に記入してください。様式については問いませんが、右上に必ず氏名を記入してください。

【業績目録の例】

論文（著書）：論文（著書）名、要旨、発行年月日、掲載誌等

講演（発表）：講演テーマ、要旨、講演機関、講演年月日等

調査歴：調査地、調査機関、調査内容、調査年月日等

実務経験：事業名（展示会等）、担当内容、実施機関（勤務先）、実施時期等

○課題作文について（学芸研究、学芸研究（高度・専門）のみ）

以下の課題に対し、1,000字程度で記述してください。様式については問いませんが、右上に必ず氏名を記入してください。

【課題】品川歴史館の展示・講座などの事業についてあなたの考えを述べ、学芸員としてあなたが有する専門知識・経験・能力等を品川歴史館でどのように活かすことができるか、具体的に記述してください。

6. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和6年12月下旬から令和7年1月上旬（予定） ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。 ※ <u>第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。</u>

(2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	令和7年2月上旬から中旬（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和7年3月上旬から中旬（予定） ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※ 面接を欠席した場合、辞退とみなし特に通知はありません。

7. 選考会場

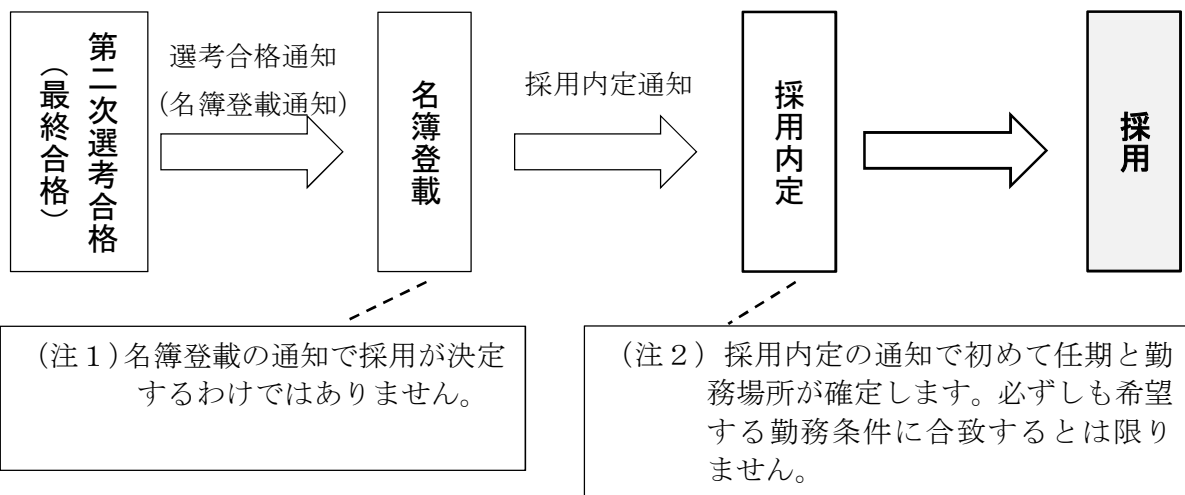
品川区役所（品川区広町2-1-36）ほか区有施設

（区役所所在地：JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分）

8. 合格者の取扱い

選考合格後、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。
なお、名簿登載期間は、登載日から令和7年6月30日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



9. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取り消します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

10. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

11. 勤務条件等 ※ 令和6年4月1日現在

(1) 勤務時間・勤務日数

別表のとおり

- ※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。
- ※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務を命じる場合があります。
- ※ なお、一般事務（戸籍住民課等）については、火曜延長窓口および日曜開庁窓口への対応のため、一定のサイクルで火曜日の超過勤務や日曜日の勤務が割り当てられる場合があります。

(2) 勤務場所

別表のとおり

(3) 報酬

別表のとおり

勤務形態に応じて、別表に記載の報酬の他、期末手当、勤勉手当、通勤手当および超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。
規定の改正等により、額が変更となる場合がございます。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付（医療保険）・福祉事業（健康診査等）の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに労働災害補償または公務災害補償の対象にもなります。

12. 問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所区長室人事課人事係(本庁舎5階)

電話：03-5742-7140(直通) FAX：03-5742-6872

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。